平成２５年（フ）第３６号
熊本県菊池市旭志麓2926番地17
債務者　辻　さおり
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
熊本県山鹿市鹿校通３―11―38―２レオパレスＫＭハイツ103号室、住民票上の住所熊本県菊池市泗水町田島1928番地
債務者　大林　正幸
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第７１７号
北海道帯広市西13条北３丁目１番地20
債務者　三上　友希（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３７号
東京都八王子市南大沢３丁目16番地２　４―206
債務者　池田　朋厚
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１４号
東京都町田市野津田町1374番地４
債務者　平田　愛里
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３８４号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目19番地の１第三山武ビル402号
債務者　宮城　保顕
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４５号
東京都八王子市南陽台１丁目25番４号
債務者　武田　敦史
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８２０号
東京都八王子市小比企町478番地２ヤングキャビン102号
債務者　田中耕二郎
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８２６号
東京都立川市錦町６丁目12番20号ヘリオス378立川213号
債務者　田中　康雄
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５００号
静岡市駿河区小鹿1184番地の６、旧住所静岡市駿河区小鹿1189番地の６
債務者　川嶋ゆき江
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２７号
静岡県浜松市西区村櫛町2935番地の１
債務者　柴田　照子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５２号
静岡県浜松市中区西伊場町69番２号　パラドール西伊場203
債務者　五十嵐健太
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１０６４３号
東京都町田市森野５丁目３―47
債務者　氏川　雄介
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０８号
東京都世田谷区世田谷１丁目10―18―201
債務者　横山　秀志
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７５０号
東京都目黒区大岡山１丁目２－５―102
債務者　緑川　久子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７５３号
埼玉県草加市谷塚町1760―９―102
債務者　鳥羽　優晃
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部